

現場代理人の常駐義務緩和措置について（お知らせ）

工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項ただし書に規定している現場代理人の常駐義務の緩和措置について、次のとおり取扱いを変更します。

1 適用開始時期

令和8年3月10日（以下、「適用開始日」という。）以降に行われる契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）（以下、「公告」という。）に係る工事請負契約から適用します。

適用開始日より前に公告された工事請負契約には原則、従前の基準を適用しますが、そのうち適用開始日以降に履行中の契約のみ、本通知を適用します（※ただし、適用開始日以降の公告案件に兼任させる場合に限る）。

2 区・局をまたぐ現場代理人の兼任について

(1) 配置技術者の専任配置が不要である金額帯の取扱い

本市が同一の請負人と締結した複数の工事請負契約において、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次のア又はイに該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア それぞれの予定価格（税込）が 4,500万円（建築の場合は9,000万円）未満の2件の工事請負契約

イ 次のいずれかの要件を満たす 3件の工事請負契約

(ア) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合

予定価格（税込）の合計が 4,500万円未満であること。

(イ) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合

予定価格（税込）の合計が 9,000万円未満であること。

ただし、3件の中に、建築以外の工事請負契約を含む場合には、建築以外の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が 4,500万円未満であること。

ただし、ア、イいずれにおいても、設計担当課が、工事現場への出勤体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、現場説明書等にて兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（税込）が4,500万円（建築の場合は9,000万円）以上となった工事請負契約については、この限りではありません。

(2) 配置技術者の専任配置が必要である金額帯の取扱い

本市が同一の請負人と締結した工事請負契約（予定価格（税込）が4,500万円以上1億円（建築の場合は9,000万円以上2億円）未満である場合に限る。）において、次のア及びイの両方に該当する場合、現場代理人を同一人が兼任することができることとします。

- ア 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）における技術者の配置について、「建設業法第二十六条第三項第一号に掲げる要件を満たすため（遠隔施工管理等の活用）」（2件の工事請負契約）又は「建設業法第二十六条の五に定める要件を満たすため（営業所技術者等の配置）」（1件の工事請負契約）のいずれかに該当する場合
- イ 一工事案件で配置技術者と現場代理人を兼任する場合

ただし、設計担当課が、工事現場への出動体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、現場説明書等にて兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（税込）が1億円（建築の場合は2億円）以上となった工事請負契約については、この限りではありません。

(3) 継続工事、追加工事等

既に本市が締結している工事請負契約（以下、「既契約」という。）の請負人と、新たに随意契約により締結する工事請負契約において、現場説明書に現場代理人の兼任が「できます」と記載されている場合に、既契約の現場代理人と同一人が、当該工事請負契約の現場代理人を兼任することができます。

3 注意事項

- (1) 上記2の取扱いにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、当該現場代理人は「現場代理人の常駐義務を緩和する期間」（下記5(1)及び(2)の期間）を除き、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- (2) 継続工事、追加工事、合併入札の複数の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格（税込）の合計により判断します。

4 現場代理人の兼任に関する手続

(1) 入札参加（見積書提出）前の確認

現場説明書に次の事項が記載されていますので、入札参加（見積書提出）前に必ず記載の要件に該当するかを確認してください。

本件は、工事請負契約約款第 11 条第 2 項ただし書の規定に基づき現場代理人を同一人が兼任することが（できます。／できません。）

（※あらかじめ「できます。／できません。」のいずれかにチェックされています。）

※詳細は、「現場代理人の常駐義務緩和措置について（お知らせ）」参照

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=OshiraseList>

なお、継続工事、追加工事等に該当する場合には、現場説明書に次の事項が記載されていますので、見積書提出前に必ず確認してください。

本件の現場代理人は、他の記載にかかわらず「（※あらかじめ兼任可能な工事名が記載されています。）」に係る請負契約の現場代理人と同一人が兼任することができます。

(2) 工事請負契約締結後の対応

現場代理人を兼任する場合には、現場代理人等選定通知書に、他の工事請負契約の工事名を必ず記載してください。

なお、兼任する工事名を記載しない、実際とは異なる工事名を記載する等、現場代理人等選定通知書の記載に虚偽が判明した場合には、監督員指示書により是正を図る（以下、「是正指示」といいます。）とともに、工事成績評定（Ⅰ施工体制・Ⅱ配置技術者）に反映させることがありますのでご注意ください。

また、是正指示を行ったにもかかわらず、代わりの現場代理人の配置ができない等の理由から速やかに是正がされなかった場合は、指名停止措置や工事請負契約の解除、工事成績評定（Ⅰ施工体制・Ⅱ配置技術者）への更なる反映等の必要な措置を行うことがありますので、ご注意ください。

5 現場代理人の常駐義務を緩和する期間について

本市が請負人と締結した工事請負契約では、次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの期間中である場合、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されているときは、現場代理人は工事現場に常駐することを要せず、現場説明書における現場代理人の兼任可否にかかわらず（上記4参照）、下記の通り他の工事に配置することができます。（別紙1参照）

(1) 現場代理人を配置していないものとして取り扱う期間

現場代理人を配置していないものとして取り扱うため、下記の期間は、他の工事に同一人を配置することができます。

(ア) 余裕期間対象工事又はゼロ市工事における、契約締結日から工事着手期限日の前日までの期間（余裕期間）

余裕期間は、現場代理人の配置や常駐を要しないことから、他の工事へ配置することが可能です。（その他、工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までの期間は、他の工事へ配置はできませんが、常駐は不要です。）

(イ) 工事完成後、検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間

工事完成検査日の翌日以降は、現場代理人の配置や常駐を要しないことから、他の工事へ配置することが可能です。（工事完成届が提出された日から工事完成検査日まで、他の工事へ配置はできませんが、常駐は不要です。）

(2) 現場代理人の配置は求めるが、必ずしも常駐を必要としない期間

下記の期間は、常駐を要する他の工事に配置することができません（作業員など、常駐を要しない立場で従事することは可能です）。ただし、他の工事が(ア)～(エ)の期間（配置や常駐を要しない期間）に該当するものは兼任できます。

(ウ) 約款第21条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間

現場代理人の常駐を必要としないことを横浜市が承諾した場合、当該中止期間に限り常駐を要しません。具体的な手続きは、「工事の一時中止に係るガイドライン」を確認してください。

(エ) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間

資格審査資料と併せて工場製作期間通知書を提出してください。

担当

財政局契約第一課工事第一係

電話：045-671-2244

財政局公共事業調整課

電話：045-671-2025

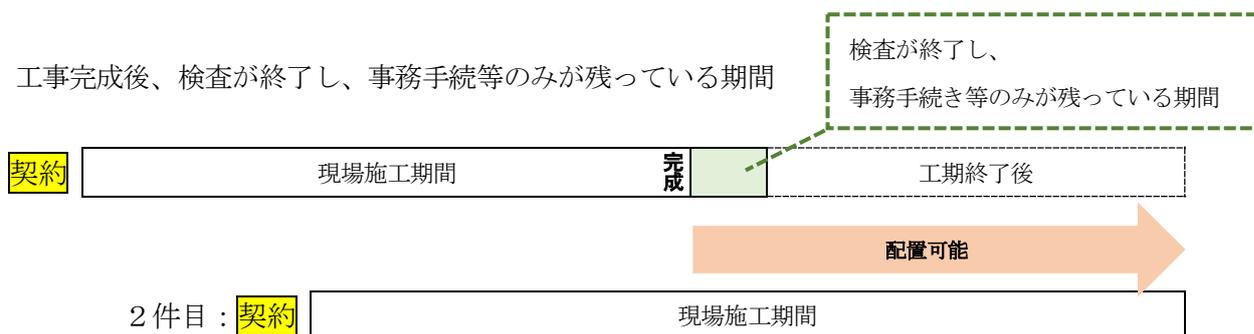
<通知5において、兼任させることができる例>

(1) 現場代理人を配置していないものとして取り扱う期間

(ア) 余裕期間対象工事又はゼロ市工事における、契約締結日から工事着手期限日の前日までの間（余裕期間）



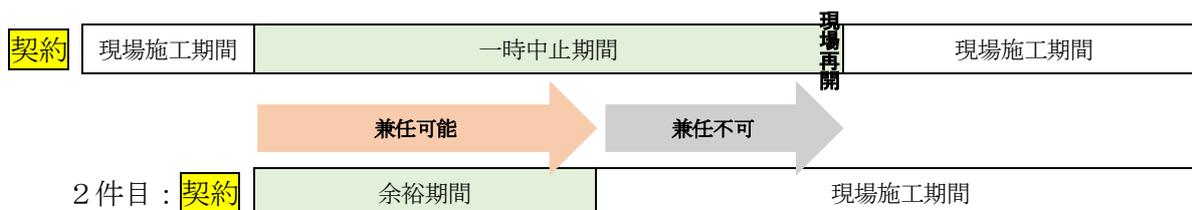
(イ) 工事完成后、検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間



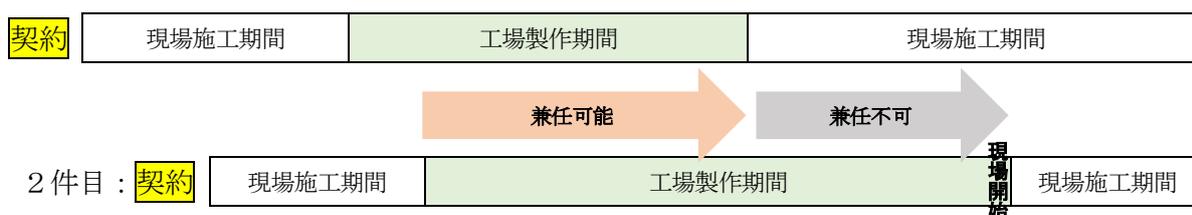
※従来から、工事完成届の提出後は常駐を要しないとしていましたが、工事完成検査後については、兼任可能と明記しました。

(2) 現場代理人の配置は求めるが、必ずしも常駐を必要としない期間

(ウ) 約款第 21 条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間



(エ) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事請負契約であって、工場製作のみが行われている期間



※「現場施工期間」には、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等を含みます。